



▲厳しさを増す介護サービス  
(本文と写真は関係ありません)

## 日本介護経営研究協会

### 介護に強い特化会計事務所を育成

### 業界初、プロ集団で経営全般を支援

2000年の介護保険法の施行以来、わずか10年にも満たない介護業界。しかしながら、市場は一気に拡大を続けており、2025年には19兆円市場規模に達し、その他のシルバー市場を合わせると30兆円もの市場を形成すると予測されている。それに伴い、介護事業者に対する適切な経営のコンサルティングを行える専門家の需要が急激に高まってきている。そうしたなか、税理士を中心とした介護経営に関する専門家のプロ集団を目指す「一般社団法人日本介護経営研究協会」がこのほど旗揚げした。介護経営コンサルタントの育成はじめ、経営・税務・労務、人材等に関するワンストップサービスの提供で、介護経営全般を支援していく。介護事業という未開拓の分野に特化した団体の発足は税理士業界内では初めてで、今後の協会活動に熱い視線が集まっている。

医療特化している税理士は多いが、介護に特化している税理士は極めて少ない。介護分野に進出したくとも、「その方法、手段が分からない」というのが主な理由だが、介護市場の拡大とともに、介護施設・介護事業所の整備は待たなしの状況にあり、介護の経営指導に関するニーズも急速に高まってきた。

しかしながら、介護事業分野に対応できる専門家は極めて少ないのが現状で、求められるニーズは各専門家の「本来の業務」に付随した分野が中心で、実務や現場レベルでのフォローは提供されにくい面があった。

そうした介護サービス事業の現状を踏まえ、介護経営のプレーンというべき専門家育成を目的に組織化されたのが「一般社団法人日本介護経営研究協会」(代表理事=中野幸一税理士法人中野会計事務所代表社員、事務局=北海道・札幌市、TEL:011-209-7022)だ。

介護の現場では多くの課題が山積している。例えば、療養病床から老健施設への転換実務。今後2年間で全国2,500以上の施設が廃止および老健転換を余儀なくされる。また、介護報酬改正に伴う現場での対応、施設の増加と競争の激化、医療・介護保険法の同時改正による業界への影響など、枚挙にいとまがない。

また、地方分権という介護保険法が持つ特殊性や介護関連業務の標準化の難しさなどを理由に、これまで、どちらかというと専門家の本格的な参入を拒んできた業界ともいわれている。そのため、この介護業界への参入は税理士ら経営の専門家にとっても、社会貢献という目的も兼ね備えた新しい業務領域でもあるわけだ。

協会発足に当たっては、介護施設のための「痒いところに手が届く」サービスの提供をコンセプトに、税理士を中心として、会計事務所出身でこれまで多くの老健施設等の経営改善指導を手掛けてきたコンサルタントらが参画。税理士らによる介護経営コンサルタントの育成機関として専門家集団の形成、ワンストップサービスの提供窓口として活動していく。

専門家育成機関としての事業については、①会計事務所、社会保険労務士を対象とした実務指導マニュアルの提供②実務指導セミナーの開催および受講者らの組織化③経営研究部会の設置によるノウハウの研究開発などを手掛ける。

こうして、税理士、社会保険労務士らが実務ノウハウを提供し、介護経営に対する意識付けおよび組織化による協業体制を構築することで、専門家のプロ集団を形成することが可能となり、介護事業者らへの支援に結びつかせたいとしている。

また、税理士、社会保険労務士、弁護士ら各土業と金融機関、建設・設計会社、人材派遣会社等が一体となって、介護施設や介護事業者からの相談・施設開設までの諸手続と、開設後の経営、税務・会計、労務、人材等のワンストップサービスを提供。

税理士がこの介護業界に進出しやすい理由として、医療特化への進出基盤がすでに確立されており、専門特化しやすい点が挙げられる。医療経営支援の延長線上に「介護」も含めて捉え、介護サービス事業の現状や介護報酬レセプトの実務知識、介護施設経営改善ノウハウを積み上げることで、「介護特

化事務所」として顧客の信頼を得ることも可能だ。

同協会では、税理士らを対象に12月11日の13時30分～17時、東京・中央区日本橋の「キャピタルパートナーズ証券セミナールーム」で「介護事業に特化する事務所戦略」と題したセミナーを開催し、賛同者を募る。当日は、介護特化を考える会計事務所に向けて、その参入ノウハウと最新の業界事情について解説する。

当日のセミナー講師で、協会理事の小濱道博氏(小濱介護経営事務所代表)は、「介護事業について、税理士ら

の関心はもともと低くはなかったが、実態が分からないというのが現状だった。そのため、会計事務所に適切な情報を提供することで、介護事業者へのフォローアップにつながればと思い、協会の体制づくりに着手した」と発足の経緯を話す。

今まで、「介護業界は儲からない」(税理士)とした先入観の強かった介護特化への分野だが、ここに来て市場拡大の流れにあわせて、「経営者としての介護事業者を育成していこう」とした活動のフィールドに、税理士としての新たな進出意義も見い出せそうだ。

## 日税連 PT

### 税理士法改正タタキ台を公表 来年3月まで会員から広く意見募る

税理士法改正作業に注目が集まるなか、日税連の「税理士法改正に関するプロジェクトチーム」(PT)によるタタキ台(案)が公表された。日税連のホームページの会員専用ページから内容確認でき、今後、各税理士会で来年3月末までに広く会員から意見募集を行うことになった。

タタキは税理士法改正に関するPTとしてのイメージを示したもので、13の改正要望項目ほか、検討を要する2項目が掲載されている。

まず、税理士業務に関する規定項目では、①電子申告等の送信業務②補助税理士制度のあり方③報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直しがある。現行の「補助税理士」という呼称は、制度の趣旨を適切に表していないことから、「専従税理士」へと変更する。

次に、税理士の資格取得に関する項目では、①税理士の資格②実務研修制度の創設③受験資格要件の廃止④試験科目の整理一が挙

げられている。

税理士と公認会計士の資格取得に関する不均衡問題が取り沙汰される中、税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とし、弁護士・公認会計士の資格者に対しては、弁護士は「会计学」、公認会計士は、「税法」に属する科目に合格する必要があるとしている。

また、改正が実施されるまでの経過措置として、国税審議会が指定する特別研修を受講することが必要、としている。

さらに、受験資格要件の廃止で、現在の学歴等による受験資格(税理士法第5条)の廃止を求めている。

このほか、税理士の信頼性の確保に関する規定項目では、①研修受講の義務化②税務支援のうち税務援助への従事義務③税理士証券の更新義務④税理士職業賠償責任保険への加入義務一などが改正項目として挙げられている。

ただいまキャンペーン実施中!

おかげさまで10周年



# たのめーる

税理士協同組合 組合員様専用  
たのめーるをご利用いただけます。



ただいま  
発刊中

VOL. 22

1,500円(税別)以上お買上げで送料無料!

サービスの概要・新規お申込は...

日本税理士協同組合連合会ホームページ  
<http://www.nichizei.or.jp/>

HOME

事業のご案内

共同購入事業

大塚商会「たのめーる」

このページを  
ご覧ください

「たのめーる」は、株大塚商会が発刊している、オフィス総合通販カタログです。商品はOAサプライ・文具・生活用品等で構成され、商品点数は約20,500点(vol.22現在)。同様に、インターネットでは約65,000点の商品を取り揃えています。